

(参考)

質疑の方法に関する規定について

政令市（広島市を除く。）及び京都府の議会基本条例における、質疑の方法に関する規定は以下のとおり。

川崎市	(会議における質疑応答等) 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、 <u>一問一答方式等の効果的な方法を選択</u> することができる。
さいたま市	(質疑及び質問等) 質疑又は質問は、 <u>一問一答の方法等</u> により行うことができる。
名古屋市	(質疑応答の基本原則) 会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、 <u>必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択</u> する。
新潟市	(会議等における質疑応答等) 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、 <u>一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択</u> することができます。
北九州市	(会議等における質疑応答) 会議等における質疑応答については、議員は、 <u>一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択</u> することができる。
神戸市	(会議等における質疑応答) 本会議における質疑及び市政一般の課題に対する質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、 <u>一括質疑・質問一括答弁方式又は一問一答方式</u> により行うことができる
静岡市	(質問又は質疑等) 市議会議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、 <u>市民に分かりやすい方法</u> で行うものとする。
京都府	(審議の充実) 議会は、 <u>議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問</u> 、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、 <u>真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない</u> 。